

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物製造所等の流出事故時における応急措置命令
概 要	市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、危険物の流出その他の事故が発生したときに、直ちに引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）の所有者、管理者又は占有者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第16条の3第3項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第16条の3第3項 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	